

公益社団法人宮城県獣医師会の会員の休会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）の会員が諸般の事情により休会することができる制度に関する事項を定める。

(適用)

第2条 この制度は、次に掲げる場合に適用する。

- ① 出産・育児・介護に伴う休職
- ② 長期の入院、若しくは、療養に伴う休職
- ③ その他、会長において承認された理由

2 当該会員より申請があったときは、会長が適用を決定する。

(期間)

第3条 この制度による休会の期間は、年度を単位とし、事情により延長できるものとする。その期間は会長が決定する。

2 休会の期間が終了した翌年度からは、自動的に復会するものとする。

(通知)

第4条 会長は、第2条第2項の適用及び第3条第1項の決定があったときは、その旨を当該会員に通知しなくてはならない。

(申請)

第5条 この制度の適用を希望する会員は、別紙様式1の休会願に必要事項を記入し支部長を経由の上、会長宛に提出しなければならない。

(会費の免除)

第6条 この制度の適用を決定された会員は、休会会員として会費の免除を受けることができる。

2 会費の免除を受けようとする者は、当該年度の会費納入期日前日までに申請する。

3 会費の免除の期間は最長3年とする。

4 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。

(権利)

第7条 休会会員の権利は以下のとおり一般会員と同等とする。

但し、総会での議決権行使はできない。

- 1 日本獣医師会会誌、本会会報の送付
- 2 本会主催の学会・講習会等への参加等

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この規程は令和6年4月1日より施行する。（令和5年度第5回理事会決議）

別記様式 1

休 会 願
(新規・継続)

年 月 日

公益社団法人宮城県獣医師会長 殿

支部名
支部長
氏名

私は、下記の理由により休会したいので、休会願いを提出いたします。

記

1 休会理由

2 休会期間